

総務産業常任委員会記録

日 時 令和3年3月10日（水曜日）15時00分～16時07分

場 所 議員控室

出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、阿部委員、工藤委員、森議長
オブザーバー 金木議員、平山議員、小寺議員、村田議員、舟見議員
事務局 豊島局長、嶋元係長

逢坂委員長（開会）15:00～15:00

定例会開会中で何かとお疲れのところご苦勞様でございます。ただ今から総務産業常任委員会を始めてまいりたいと思います。

本日の調査案件でございますが、総務課の羽幌町地域防災計画の改正についてと建設課の除排雪業務についての2件でございます。

それぞれ担当課より内容等について説明をしていただき、進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それではまず、1件目の羽幌町地域防災計画の改正について説明を受けたいと思います。早速担当課の敦賀総務課長よりよろしくお願ひをいたします。

1 羽幌町地域防災計画の改正について

説明員 総務課 敦賀課長、山田総務係長

敦賀課長 15:00～15:02

本日は議会会期中の大変お忙しい中、総務産業常任委員会で説明する機会をいただきましてまことにありがとうございます。

羽幌町地域防災計画につきましては、上位計画であります国の防災基本計画及び北海道の地域防災計画、並びに北海道の水防計画の改正に準じまして見直しを行っており、そのほか町独自の改正といたしまして、今年度整備いたしました羽幌町防災情報伝達システムにより、離島地区のみならず羽幌町全域に情報伝達できる仕組を構築したことなどを踏まえて、計画に反映させるものでございます。

本日はその内容につきましてご説明させていただき、後日開催いたします羽幌町防災会議に諮って改正を行う予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日資料といたしまして今回改正いたします新旧対照表をつけておりますが、改正箇所全てを説明いたしますとかなりの時間を要しますので、主な改正点のみご説明させていただきますのでご了承いただきたいと思います。

それでは詳細につきまして総務係の山田係長よりご説明いたします。よろしくお願

いします。

山田総務係長 15:02～15:20

総務係の山田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。失礼ながら座って説明させていただきます。

それでは私のほうから地域防災計画の改正ということで、お配りしております資料が3点ございます。

羽幌町地域防災計画の改正についてということで縦書きで書かれたものと、あとカラーで資料2と資料3ということで、計画編と資料編の新旧対照表をお配りしております。本日についてはこの縦書きの資料1と書かれた資料を使って説明をさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めにお伝えする内容として3つございます。

1つ目が羽幌町地域防災計画について、2つ目が計画修正の趣旨、3つ目が主な修正事項であります。

資料の見方としまして、各ページ上段と下段に分かれておりまして、右下に番号を付しておりますが、そちらをページ数として以降の説明をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは下段2ページを御覧願ひします。

まず、羽幌町地域防災計画についてということで、本計画につきましてはこれまでも説明させていただいているとお承知のことと思っておりますけれども、災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、羽幌町防災会議が作成する災害対策に関する計画であります。

町の区域や町民の生命、財産等を災害から守るということを目的としまして、町域の災害予防や、災害発生時の応急対策、復旧復興等について、その関わる事務や業務に関して総合的に定めているものでありまして、本町の防災対策に関する業務につきましては、この計画を基本として行っているものであります。

本計画の内容と致しましては、本編と資料編に分かれておりまして、本編である計画編では防災組織に関することや災害予防、また災害が発生した場合の応急対策等に関することを定めた構成となっております。

裏面に行きまして3ページを御覧願ひします。

この図につきましては、羽幌町地域防災計画の位置付けを図としてまとめたものであります。

本町の地域防災計画は、国の防災基本計画、そして北海道の地域防災計画、水防計画と相互に関連性を有し、常に連携した計画とする必要があるということから、それぞれの計画との整合性を持たせるとともに、町の地域特性なども考慮した内容となっております。

本計画を実効性のある計画とするために、避難計画ですとか備蓄計画ですとか、そういったマニュアルなどの策定もできる限り進めているものであります。

4 ページを御覧願います。

計画の修正経緯ということで本計画につきましては昭和45年に初めて策定しまして、東日本大震災などから得られた教訓などを基に、平成28年に大幅な見直しを行っております。

最新の状況としましては、平成28年熊本地震、大雨等災害などにより、平成31年1月に修正をさせていただいたところであります。

5 ページ目に移りまして、計画修正の趣旨についてであります。

ポイントとしては大きく2点ございまして、1点目としましては、道の地域防災計画並びに水防計画の見直しによるものでございます。

まず、北海道地域防災計画についてであります。近年発生しました災害の検証ですとか、新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえた国の防災基本計画の修正、各種制度が見直しされたことによるものですとか、道が実施しております防災総合訓練、そういった訓練の実施結果を踏まえた内容とするものでございます。

今回につきましては、令和元年度と令和2年度に修正された事項を反映するものでございます。

また、平成30年9月に発生しました胆振東部地震ブラックアウトにおける検証委員会、そちらからの提言、報告も踏まえた内容となっております。

北海道水防計画につきましては、平成31年4月に修正があったのですが、その分の繁栄、そして今年度については修正はなかったのですが、先の修正から1年半余り経過しているということで、必要な事項の追加ですとか文言の修正を行っております。

本町といたしましても、今後の防災対策並びに水防対策の強化を図る観点から、道の計画にならい所要の修正を行うものでございます。

次に6 ページ目を御覧ください。

もう1点ですが、羽幌町独自の改正ということで、災害時などの緊急時に町民の皆さまに迅速かつ確実な情報伝達を目的として、今年度整備しました羽幌町防災情報伝達システム、防災 info はぼろの運用を踏まえたものであります。

これまで緊急時のお知らせについては、市外地区においては消防のスピーカー、後は広報車で職員が回るといったものであり情報伝達が乏しいということ、また、離島地区で導入している IP 告知システムについても経年劣化が進んでいること、端末の不足により未設置世帯も出てきているということから、新たな情報伝達手段の整備が急務でありました。

町としても検討を重ねた結果、様々な媒体を通じて情報を届けることができる携帯電話通信網を活用したシステムを選定し、今年度構築させていただいたもので、情報伝達への位置づけとして本計画へ反映するものであります。

新たな防災情報伝達システムについてはマルチデバイス対応の情報配信となりまして、個人がお持ちのスマートフォン、携帯電話、またいずれの通信機種も持っていない世代には専用の個別受信機を貸与し、防災情報等を取得していただくものでございます。

3月1日から資金運用を開始しまして、運用に向けた課題の抽出、不具合等の解消、受信確認動作の習慣化等を図って4月1日から本格運用につなげてまいりたいと考えております。

7ページをご覧ください。

ここから主な修正事項についての説明となりますが、ここからは資料2でお配りしております新旧対照表もお配りしているのですが、資料にページを記載しておりますので、ページが多いのですが後ほどご確認いただければということと考えております。

まず初めに北海道防災会議が設置しました平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会からの提言を踏まえたもので、令和元年度の北海道の地域防災計画の見直しに沿った修正でございます。

1点目といたしましては、住民の責務に備蓄や訓練の実施を総則に追記したものであります。

新旧対照表では4ページに記載しておりますが、平成30年9月に発生しましたこれまでに経験したことのない大地震と、道内ほぼ全域に及ぶブラックアウトによりまして物流網が停止し、全道的に食料品や生活必需品が不足する状況が発生しました。

特に乾電池を買い求める方や、携帯電話、スマートフォンの充電に長い列を作るなどの報道もなされ、平常時からの備蓄等の備えが必ずしも十分でなかったと言う課題が浮き彫りとなっており、家庭における備蓄の充実や、非常用電源の確保が重要との提言に基づく修正であります。

また自らの身の安全は自らが守るといった自助の意識の醸成、自分は大丈夫だと言う思い込み、正常性バイアスの払拭を狙いとしたものであります。

次に2点目ですが、避難所運営に必要な資機材の整備等、町が取り組むべき事項、避難行動に時間を要する要支援者名簿に関する取り扱いについて、災害予防計画に追記するものであります。

災害時における資機材の整備充実として、非常用発電機の整備を町が取り組むべき事項として追加するものでございます。

また、要配慮者の避難体制に関する事項であります。ブラックアウトにより停電してしまいシステムが使えないということで、要支援者名簿が活用できなかったという風な課題が残されまして、電子データに加え紙媒体でも保管するなど、適切な管理に努める必要があるというふうな提言を受け修正するものであります。

災害対策基本法の規定によりまして、災害時にあっては本人の同意がなくても避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報が活用できる旨を追加しておりますが、実際の

運用については関係機関と十分に協議しながら適切な避難支援に努めて参りたいと考えております。

次に3点目ですが、災害応急対策計画への追記についてでございます。

新旧対照表でいいますと49ページ、50ページになります。

避難所の実情に合わせた運営体制の構築として、関係団体との連携強化、避難生活上の情報提供について様々な手段を用いた情報伝達に努めること、良好な生活環境を構築するため段ボールベッドの早期導入、衛生面に優れたトイレの配備等が記載されています。

次に4点目ですが、大規模停電に対する予防応急対策として新たに8章として追加するものであります。

新旧対照表は73ページになります。

地震発生直後、苫東厚真火力発電所が損傷しまして、道内295万戸の停電が発生した事態に浄水施設や水道管の破損、ガソリン等の燃料枯渇などライフラインに大きな影響を及ぼしました。

この災害を教訓として、大規模停電災害の未然防止、被害拡大軽減を図るため行政関係機関による緊密な連携、情報共有ができる体制構築を目指すものであります。

続きまして8ページに移ります。

国の防災基本計画等の修正に伴うものであります。新旧対照表でいいますとページが戻りまして2ページになります。

主なものとしましては、先ほども説明しましたが自らの命は自らが守るという自助意識の徹底、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を基本となる事項に追加するものでございます。

次に災害予防計画に関してですが、町が備蓄すべき物資にマスクや消毒液等の衛生用品を明示するものでございます。

新旧対照表では14ページに記載しております。

資料1の9ページに戻りまして、こちらについても防災基本計画の修正ということになるのですが、災害予防計画への追記ということで、住民に避難行動を呼びかける周知に関し、安全な場所にいる人まで避難する必要はないこと等の理解促進に努める事項を追加しております。

次に災害応急対策計画といたしまして、国の避難勧告等に関するガイドラインが改定されたことに伴い運用が始まりました警戒レベルを用いた防災情報の提供についてを追記するという修正が道の計画でもなされたことから、本町の計画にも反映するものであります。

そちらの表に図として記載しておりますが、新旧対照表では33ページ、46ページが該当します。

災害が発生する恐れが高い場合もしくは災害が既に発生した場合については、気象

庁から注意報や警報、市町村から避難勧告、避難指示等の情報が発信されますが、過去の災害では逃げ遅れて多くの方の命を落とすなど受け手である住民の皆さんに正しく理解されていたかどうかという課題が残りました。

こうした背景から、防災情報の意味が直感的に理解でき、それぞれの状況に応じて避難できるよう、これからは全国統一して災害発生の危険度と住民の方がとるべき行動を5段階の警戒レベルを用いて伝えることになり、計画の中に新たに加えるものがございます。

10ページに警戒レベルと警戒レベルに位置付けされている防災気象情報、住民が取るべき行動等の関係を表に表したものを載せておりますので御覧いただければというふうに思います。

続きまして11ページを御覧願います。

こちらにつきましては、気象警報、注意報の基準改正に伴う改正でございます。

新旧対照表は34ページ、35ページになります。

近年の災害発生状況等を踏まえ、気象庁では昨年8月に警報、注意報の基準を改正いたしました。

洪水警報、注意報基準に関して、流域雨量指数の改良や、基準設定に用いる統計値の更新により、羽幌町における河川の基準が改正されましたので、本町の計画に反映しているものでございます。

続きまして12ページをご覧ください。

こちらは令和元年度の北海道水防計画の修正に伴うものでありますが、気象情報等の種類に警報級の可能性の表記等を加えるものでございます。

新旧対照表でいいますと41ページになります。

気象庁では、平成29年から雨や風、雪などの気象において、警報発表する可能性を早期注意情報として発表されます。雨や風、雪、波を対象に警報級の現象が5日先前まで予想されている場合、高、中の2段階の確度を付して発表しているものですが、雲などの動きに伴う小規模な大雨や台風や、低気圧接近などの大規模な現象に伴う大雨等の対策として実際の運用に活用しており、計画に記載して明確化するものでございます。

続きまして13ページをご覧ください。

これについては本町独自の改正ということで、迅速かつ確実な情報伝達により住民の安全安心確保を図ることを目的として今年度整備しました、防災情報伝達システム整備による修正でございます。

新旧対処表については記載している各ページを記載しておりますが、計画内におきまして、情報伝達に関する項目がある部分を反映しております。

説明は先程申し上げたとおりですので割愛いたしますが、計画では災害対策本部設置時の公表ですとか、災害情報等の伝達方法について明示しておりまして、4月から

の本格運用に合わせ反映するものでございます。

続きまして14ページに移りまして、こちらも本町独自の改正ということになりますが、水防関係施設にダムを追加するものでございます。

新旧対照表で行きますと27ページになります。

背景としましては、近年の水害では農林水産業においても甚大な被害が発生していることを踏まえまして、農業用ダムについても洪水調節機能の強化に取り組むことが重要であるとの国の基本方針が示されまして、水系ごとに河川管理者とダム管理者及び関係利水者とのあいだにおいて治水協定を締結し、事前放流等に取り組むことをされました。

町内の羽幌二股ダム及び羽幌ダムについても、令和3年度から取り組むこととなりましたことから、2つのダムを水防関係施設として計画に位置づけするものでございます。

以上が主な修正内容でございますが、このほかにも所要の改正を行うとともに、字句の修正、表現、内容の整理についても併せて行っております。

新旧対照表に記載しておりますので後ほどご覧をいただきまして、説明については省略させていただきます。

また、資料3にお配りしておりますとおり、資料編の修正ということで行う予定ですが、旧武道館の用途廃止に伴う指定緊急避難場所からの除外ですとか、土砂災害警戒区域の指定に伴う追加、組織改編等による内容整理、数量等の時点更新を行ったことによる修正であります。

こちらにつきましても後ほどご覧いただきまして説明は省略をさせていただきます。

なお、計画の修正については羽幌町防災会議に図る必要がありますが、今年度につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催とし、今月中に本計画の改正案についてご審議いただき、ご決定賜りたいと考えております。

その後、ご決定いただきました内容について北海道に報告する予定となっております。

以上、大変早口で簡単ではありますが防災計画の改正について説明を終わらせていただきます。

逢坂委員長

はい、ありがとうございます。

ただいま防災計画の見直し、改正も含めてご説明をいただきました。

これから質疑答弁等を受けたいと思いますが、発言等についてはそれぞれ挙手にてお願いをしたいと思います。

何かございませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:46～13:58

磯野副委員長 防災計画の中なのですが、仮に避難が長期に渡った場合、避難場所での医療、介護だとかそういう形の…例えば病院との連携みたいな部分はどこに書かれているのでしょうか。

（休憩 15:22～15:22）

山田係長 お答えいたします。今回の修正の中ではないのですが、計画全体の中で避難体制の整備計画というところの中で、避難所の位置付けですとか確保ですとか、そういったところにも記載しておりますし、要配慮者の避難の関係だとかについても記載をしているというような形になっております。

磯野副委員長 改正案の中に載ってないということなのですが、具体的にもうちょっと細かく教えていただけますか。医療機関との連携に関して、もしそちらで把握しているものがあればちょっと教えていただきたいです。

（休憩 15:23～15:24）

山田係長 大変申し訳ありません。お配りしております資料2の新旧対照表の中にですね、51ページのほうになりますが、医療救護計画ということで、これについては道の要綱の制定による修正ということで町の計画も反映しているものでありますけれども、ここの医療救護計画の中で医療チームの要請ですとかそういったことをうたっておりますので、あまりにも長期的な対応になる場合は北海道のほうと連携しながら、こういった要請だとかも行っていく必要があるというふうに考えております。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

阿部委員 資料1の7ページの避難行動要支援者名簿の複数媒体での保管ということで、消防、警察、自主防災組織であったり、社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体のほうとも共有していくということですが、避難行動、要支援者となると本当に各町内会とかそういったほうと共有することというのはできないのかどうなのかお聞き

したいと思います。

山田係長 お答えいたします。災害対策基本法の改正によりまして、避難行動要支援者名簿に登録するということの義務付けがされたものなのですが、当然その名簿の情報ということになりますと、委員がおっしゃったとおり消防機関ですとか警察に平常時から情報提供するというようなことになっておりますが、その中に民生委員ですとか、町内会長というの也被れておりますので、そういった方々にもお渡しをして、緊急時に備えて平時から行動を見直していただくとか、平時の備え等考えていただくというような形になっております。

阿部委員 各町内会のほうにも渡すような感じになるということでしょうか。

山田係長 お答えします。現在取りまとめている名簿をですね、これから中身を協議しまして関係機関に情報提供する形になりますが、町内会長の部分も含めて、これからどういう形で提供ができるかということも含めて検討してもらいたいと考えています。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

森委員 資料編、資料3の8-8、ここで町が締結している協定ということで、今は13団体、企業も含めていろんな形で締結している具体的な中身が書いてあるのですが、私の個人的な考えも含めて、これは非常に実際の災害の場合にかなり重要な役割を示すものが多く含まれていると思います。それで、今回は自ら簡単に説明をしてくれるということで事前に言った中で私自身が分からないままです。その辺が地域防災計画のどういうところにどういう形で反映されているのか、ということと、具体的に自分が直接関わった部分でも10年前のことでありまして、名前はそのまま残っているのですが実際の場合にどういふような形でやっているのかということや行政側が抑えているのかというようなことの2点について確認をしたいと思いますのでお願いいたします。

(休憩 15:29~15:33)

敦賀総務課長 町が締結する協定の関係、計画がどの辺に載っているかということ。まず1点目なのですが、計画の中にはそれぞれ燃料なら燃料、食料なら食料という形で、まとまって載っている部分がないものですから、大変申し訳ありません。実際協定が災害時にきちんと動けるのかどうかというご質問だったと思うのですが、基本的にその辺は私どもも危惧している部分はございまして、協定はしたけれども協定だけに終わっていないかという部分もありますので、その辺実際に災害が起きたときにどのような供給体制になるのかという部分は、うちとしても各協定先と話し合いをしたいなというふうには協議した経緯はございます。その辺も含めまして、今後きちんと実際のときに対応できるというのが、きちんと流れがわかるような形で整理はしていきたいなというふうに考えております。

森委員 紙に載っていなければ駄目ということではなくて、機能すればそれでいいと思うのですが、一般的に実際に私が直接関わった部分のプロパンガスなんかも停電になった場合、道内ブラックアウトの時にもかなり活躍しているのですよね。そのほか、コカコーラも含めて飲料水その他という部分があって、いろいろなこと書いているのだけれども実際に役立つという部分では、そういう提携が非常に大きな部分、コンビニも含めてあるということがありますので今から入れろというわけでは無いのですが、どこか総則の中でそういう提携機関との連携を持って、いろいろな対処をするというものも入れる必要もあるのか、入れなかったら協力しないというものではないですけどね、受けた側は。まあちょっと考慮する必要があるかなというのが1点と、今言ったように例えばプロパンガスの場合LPガス、災害対策協議会現地本部なんてよく分からないところで、当時私が多分羽幌のLPガス協会の支部の会長かなにか、自分のハンコで押したような気がしますが、これも私自身がどこに連絡すればよいのかということが分かりませんし、それからプロパンガス協会のほうの役員も2年毎くらいに交代で代わっていくということがありますので、それは常時チェックが場合によっては必要かもしれませんし、もっと緊急の場合は例えばプロパン屋さんが5件あるので5件直接やるっていうのもあるけど、そういう連絡事項があれば本当に混乱して忙しい中で全部の燃料店に電話をかけるとかそういうのも無駄なような気がしますので、今課長のおっしゃったように、一旦整理してスムーズに動けるような形のものを常時チェックしていくというのが必要だと思うので、答弁はさっきの答

弁で納得して、さらに言っているということでご理解ください。答弁は結構です。

逢坂委員長 そのほかございませんか。

逢坂委員長 なければ私から2点だけ質問させていただきます。まず、新旧対照表でもいいのですが、資料2の14ページに修正事項でも書いているのですが、非常電源発電機を整備すると。今のところの計画では何台どこに整備するというような計画はできているのかどうかの確認です。

(休憩 15:37～15:37)

敦賀総務課長 お答えいたします。防災備蓄計画のほうでは、発電機につきましては21台を指定避難所用ということで各施設に3台準備をするということで計画をしております。実際の整備する台数につきましては、寄贈等も含めて24台整備しております。

逢坂委員長 それで、24台はいつの年度で整備するかちょっと確認。今年度は予算に上がってないと思うのですけれども。

敦賀総務課長 失礼しました。発電機につきましてはすでに24台整備をしているということで。これまでの予算の中で、順次毎年発電機のほう整備をしてきておりますので、計画以上のものは達しているという状況でございます。

逢坂委員長 24台以上は整備しないということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

敦賀総務課長 現状といたしましては、今目標に達しておりますので、発電機以外にも必要な資機材というのはございますので、今のところまず発電機は一旦これで整備のほうは終わらしまして、そのほかの資機材で必要なものがありましたら、そちらのほうを整備するというような考えで今のところは考えております。

逢坂委員長 はい、分かりました。もう1点すみません。これは国の方針だと思うのですけれども、各自治体に届いているかどうか私も確認はしていな

いのですけれども、テレビ報道で見たのですが、新旧対照表19ページにあります、3の避難計画の策定の中に(1)避難指示(緊急)、次に避難勧告、あと避難準備とかあるのですけれど、テレビの報道では今後避難指示と勧告が紛らわしいということで、一本化をするというような方針がなされたはずなのですよ。これは避難指示で確かまとまったはずなのです。その通知とかそういうのも文書は来てないでしょうか。

山田係長 お答えいたします。こちらにつきましては避難勧告等のガイドラインというものが国から出されているものでありまして、この計画については平成31年1月の修正のときに変更させていただいたところがございます。確かに委員長おっしゃるように、警戒レベルでいいますと避難勧告でもレベル4になるのですが、避難指示(緊急)についてもレベル4ということで、そういったところで住民の方が分かりにくいというような話題にもなっているという認識もしておりますので、こちらについてはこちらのほうで改めて確認をさせていただきまして、正しい情報として計画の中に反映していきたいというふうに思っております。

逢坂委員長 今回の答弁で大体分かったのですが、ぜひ国でほぼ決まっているということで防災のほうで、総務省のほうでそういう発言をされておりますので、もし間に合うのであればそういうのをきちんと確認をですね、できれば新たな防災計画の中に入れたほうがいいと思いますので、それも含めてそれを例えば今後指示が、勧告がなくなって指示だけになると、また計画の訂正をしなければならないので、その辺も含めてきちんと確認をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

磯野副委員長 先ほど医療機関の連携の部分でも質問したのですが、資料の中にも食料調達先ですとか、医療機関っていうのが出てくるのですけれども、1つ気になるのは薬の調達という連携は取っているのでしょうか。というのは、避難先で当然お年寄りで持病があって、薬がどうしても必要になったときにそういう調達先というのは連携できているのでしょうか。

(休憩 15:43~15:43)

敦賀総務課長 お答えいたします。基本的にはお薬自体も自分が避難する際に最低3日分とか持参をしてというのは考え方の中にはあるのですが、やはり緊急時にはなかなかそうもいかないという部分もあるとは思っていますので、そういう部分については、計画の中に薬の関係の連携というのはちょっと今探してはいたのですがないのかなと。多分そういう医療機関との連携の中でそういう対応をしていくという形になっているかと思っておりますので、その辺を含めてちょっと今後避難所の運営等の中で考えてはいきたいなと思っております。

磯野副委員長 ぜひそれは考慮して何らかの形で。ということは、なかなかその人その人によってカルテもあるだろうし、そうであれば例えば町内の医療機関の町民のカルテを一括してどこかで管理してといて、避難があったときに例えばその人がお年寄りで自分の容体が言えなくてもその人のカルテがすぐ見られて、お医者さんもすぐそこで薬を処方できるというような方法をとっておくほうがいいのかなどというふうな思いなんですよ。ぜひその辺も考慮に入れといていただければと思います。以上です。

逢坂委員長 答弁は良いですか。

逢坂委員長 他にございませんか。ないので、それでは総務課の分についてはこれで終了いたします。3時55分まで休憩します。

(休憩 15:45～15:53)

2 除排雪業務について

担当課説明

説明員 建設課金子課長、宇野係長

逢坂委員長 (15:53～15:53)

次に2件目の除雪排雪業務についてでございます。担当課より随時説明を受けたいと思っております。それでは担当課の金子建設課長よろしく願いいたします。

金子課長（15:53～15:55）

まず私のほうからご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中説明の時間をいただきありがとうございます。ございます。

本日は前回2月臨時会にて、1月までの降雪状況および過去の2月以降の降雪状況を基に除雪委託料を補正したところですが、その後いわゆる爆弾低気圧による暴風雪や大雪等、想定した業務量を上回る状況となったことから、再度今回増額するものとなっております。

なお、補正額については、2月前期時点までの実績及び今年度の気象状況の起伏が大きいという状況を勘案して補正額を算出しております。

あくまで2月後期から3月にかけて2月のような暴風雪があった場合でも対応できるようなものであり、今回の補正額そのまま委託費となるものではないことをご了承願います。

それでは詳細について宇野のほうからご説明させていただきます。

宇野係長（15:55～16:00）

宇野と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

それではお配りしております資料に基づき説明いたします。

先ほど課長のほうからも説明しましたが、2月2日に開催した臨時会において12月後半から1月前半までの降雪状況により、除排雪業務に係る予算が不足するという事で増額補正させていただいておりましたが、その後2月に入ってから暴風雪が続いたことなどから、その時点での見込みを上回る状況であるため、さらなる増額補正が必要な状況となりましたので、その内容について説明させていただきます。

まず1の除排雪業務予算執行状況についてであります。当初予算額①は1億3,739万円で、先の臨時会において増額補正した額②は4,002万9,000円であり、現在の予算額は1億7,741万9,000円です。

それに対して、2月前期15日までの執行済額④は1億2,569万7,000円であり、この時点での予算残額⑤になります。5,172万2,000円となります。今後の執行見込み額⑥は資料の1番下、3の令和2年度稼働時間実績見込みの2月後期から3月後期までの稼働時間を見込んでおり、8,748万6,000円としています。2月前期までの執行済額④と今後執行見込み額⑥を合わせた最終見込み額⑦は2億1,318万3,000円で、不足額が3,576万4,000円となり、追加補正額は3,600万円です。

次に2の降雪量についてであります。12月から2月までの月ごとの累積降雪量を記載しております。

今年度は12月が181センチ、1月が150センチ、2月が114センチで、こ

の期間の合計が445センチで昨年度の倍近く、ここ5年間で見ても平成29年度に次ぐ値となっております。

最後に令和2年度の稼働時間実績見込みについてですが、市街地区の除雪の合計で1,970時間55分、排雪の合計で7,995時間40分、原野地区除雪の合計で2,828時間30分としており、全体で1万2,795時間5分としております。

今後の見込みについてであります。追加補正予算提出時点では、2月前期までの実績しか把握できなかったことから、2月後期以降を見込みとして記載していますが、現時点で2月後期の稼働実績は集計済みであり、市街地区の除雪で237時間程度、排雪で1,578時間、原野地区の除雪で386時間、合計で2,200時間程度であります。

また、今後の見込み額については2月26日時点で算出しているため、2月後期分はある程度実数に近いものではありませんが、3月分については排雪は3月中旬ごろまで実施し、その他除雪については暴風雪等が発生した場合を想定し、最大限の見込みとしております。

最終的な稼働時間はここまでとはならないと思いますが、追加の増額補正であるため再度不足が生じないように、この金額での追加補正とさせていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

明日追加議案として提案させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

逢坂委員長

ありがとうございます。

ただいま説明を受けましたので、これから質疑答弁を受けたいと思います。

それぞれ挙手にてお願いいたします。阿部委員。

— 主な協議内容等（質疑） — 16:00～16:06

阿部委員 降雪量が今年が多かったということで2月2日に一度補正をして、また再度明日の追加議案で補正したいということですが、過去5年間を見ますと平成29年度が一番多かったと思います。最終的な予算額、契約額をまず教えていただきたいと思います。

宇野係長 平成29年度の最終的な契約額ということですね。平成29年度の市街地区、原野地区の最終的な契約額は、当時と単価も少し違うので一概に比較はできませんが、最終的な契約額は1億7,226

万円となっております。

阿部委員 1億7,226万円ということで、当時は今よりも多分単価が低かったということでそういった2億を下回るような金額になったのかと思います。そのときに平成29年度も同じように大雪だったわけですが、当然補正で対応していると思いますけれども、補正を出した回数というのをもし覚えていればお聞きしたいと思います。

宇野係長 お答えいたします。当時はまだ私が担当じゃなかったのですが、確か最終的に3月の定例会の追加議案で足りないぶんを1回補正したというふうに記憶しています。

逢坂委員長 いいですか。ほかにございませんか。

森委員 前回の補正のときに阿部委員のほうから質問があった内容だと思うのですが、これも平成29年だと思うのですが、全国的な大雪でありまして、国のほうが緊急に予算を組んで特交だと思うのですが、そっちのほうにくれたということがあります。今年度に関しては、全国的にもやはり同じようないわゆる日本海側だとか、北海道でいうと特に岩見沢周辺も含めて記録的な大雪ということの中で、今の段階で国のほうから何かそういうような予算措置の情報が入っていればと思うので、ちょっとお聞きしたいと思います。

宇野係長 お答えいたします。現時点で国のほうからの交付金、今回この除雪の交付金が対象となっているのは社会資本整備総合交付金というものののですが、そちら当初の交付決定額よりもちょっと正確な金額は今手持ちの資料にないのですが、若干の追加交付がある予定で、その後追加の調査も今来ている状況でありまして、最終的にはっきりした額は今申し上げられませんが、国のほうで何らかの対応を考えているのかなというふうに考えております。

逢坂委員長 いいですか、はい。他にございませんか。ないようですので私から1件だけいいですか。前回質問しなかった部分なのですが、3番目の令和2年度の実績なのですが、見込みなのですが、12月の例えば排雪が0時間で、2番に戻ると降雪量が1番多く12月は降っているのですよね。雪の量が。それで、12月の時になぜこれ前期15日までだ

と思うのですが、できなかった部分、あるいは雪がこの時までは降らなかったのか。ちょっとそこだけ確認したいのですが。

宇野係長 お答えいたします。12月の降雪量はですね、トータルで今181センチということなのですが、12月前半はそこまでの降雪量じゃなかったのですね。それで1番降ったのが12月13日、このときに30センチほど。それから12月20日、これは40センチ近く。その後12月25日、これも30センチ近くということで12月の後半にかけて降雪量が多くなったということで、前期の12月前期での排雪というのはこの時点では行わなかったということです。

逢坂委員長 分かりました。それで関連なのだけど、もし降雪量があれば従前であれば昔直営だから特に12月必ず1回はやっていたという記憶を持っているのですが、民営化に移行したあと12月あまりやらないのかなと思うのだけれども、その辺の認識は担当課として持っているかどうか。

宇野係長 お答えいたします。当然12月の前半で降雪量が多くなれば排雪も必要な状況となってきますので、早い段階でその辺の検討はしていくことになると思います。

逢坂委員長 分かりました。ありがとうございます。ほかにございませんか。ないので、これで建設課の除排雪業務について終了します。本日の総務産業常任委員会は全て終了します。ありがとうございました。